

井手地区及び多賀地区有収率向上対策漏水調査業務委託 仕様書

1. 目的

本委託業務(以下「業務」という。)は、井手町の井手地区及び多賀地区の有収率を向上するに当り、必要な図書を作成することを目的とする。

2. 適用範囲

この仕様書は、本業務に適用し、業務の円滑な進捗を図るために必要な事項を定めることにより、適正な契約の履行を確保するものである。

3. 法令等の遵守

受注者は、業務に関する法令、条例、規則等を遵守する。

4. 資格

- (1) 管理技術者は、水道施設管理技士２級以上の資格を有し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を配置できる者であること。
- (2) 調査技師は、漏水調査業務及び漏水防止業務に精通し、業務総括、計画、立案、指導を行い、実務経験７年以上を有するもの。
- (3) 調査助手は、漏水調査及び管路探知等の作業を習熟し、実務経験１年以上のもの。

5. 業務内容

本業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 作業計画（作業計画書作成）

井手地区 34.55 km（うち、石綿管 1.0 km） 多賀地区 13.26 km

(2) 現場下見調査（図面整理・事前調査）

井手地区 34.55 km（うち、石綿管 1.0 km） 多賀地区 13.26 km

(3) 戸別音聴調査（昼間作業）

井手地区 2,000 戸 多賀地区 900 戸

(4) 弁栓音聴調査

井手地区 34.55 km（うち、石綿管 1.0 km） 多賀地区 13.26 km

(5) 路面音聴調査（夜間作業）

井手地区 34.55 km（うち、石綿管 1.0 km） 多賀地区 13.26 km

(6) 漏水確認調査

井手地区 34.55 km（うち、石綿管 1.0 km） 多賀地区 13.26 km

(7) 報告書作成（図面作成・報告書作成）

井手地区 1 式 多賀地区 1 式

6. 実施要領

本業務の実施要領は、次のとおりとする。

(1) 作業計画

- 1) 調査対象区域の概要を十分に把握したうえ、必要に応じて発注者の監督職員（以下「監督職員」という。）と協議し、業務推移の具体的な計画を検討し、作業計画書を提出する。
- 2) 作業計画書には下記の事項を記載するものとする。
 - ・業務概要
 - ・施工場所（調査範囲図等）
 - ・作業内容（順序、方法等）
 - ・使用機器（種類、名称、点検証明書）
 - ・現場組織表
 - ・緊急時の連絡体制表
 - ・作業工程表
 - ・調査技術者名簿
 - ・調査技術者経歴書
 - ・漏水調査技術資格認定書（写し等）

(2) 現場下見調査

- 1) 配布する図面により、給・配水管及び消火栓・仕切弁・止水栓等の位置を確認するものとする。
- 2) 調査の結果、不明確な点があれば監督職員に報告し、指示を受け再度確認するものとする。

(3) 戸別音聴調査

- 1) 各戸の止水栓及び量水器までの調査を漏水検出器で実施する。ただし、調査時間は午前9時より午後5時までとする。
- 2) 調査の結果、不明確な箇所は漏水検知器等を使用して再度調査する。
- 3) 宅地内に立ち入るときは、必ず発注者から交付された身分証明書を携帯し、家人の了解を得たうえで調査すること。

(4) 弁栓音聴調査

- 1) 配水施設の仕切弁・空気弁・消火栓等に対して使用し判断する。
- 2) 調査の結果、不明確な箇所は漏水探知器等を使用して再度調査する。

(5) 路面音聴調査

- 1) 路面音聴調査（夜間作業）の作業時間は午後10時より翌朝午前5時までとし、1日の調査距離は約7.0km以内とする。ただし、その他やむを得ない場合等については、監督職員の承認を受け、調査時間及び調査距離を変更することができるものとする。
- 2) 路面音聴調査は、漏水探知器等を使用し、見落としのないよう十分留意のうえ調査するものとする。

(6) 漏水確認調査

- 1) 音聴調査完了後、漏水発見箇所を確認し、不確実と思われる箇所については、ボーリングにより確認するものとする。
- 2) 地下に埋設物が有り、ボーリングに適さない箇所及び漏水音が捕捉されても漏水箇所の特特定できないものについては、水中音相関器及び漏水検知器を併用するものとする。
- 3) 路面上及び河川等に流水し、漏水と判断されるものについては、漏水検知器又は同等の性能を有するものを使用するものとする。かつ、微妙な漏水をピンポイントで探知すること。
- 4) 管路が不明な場所については、探索機等を使用するものとする。
- 5) 漏水発見箇所毎に平面図を作成し、漏水箇所を記入の上、場所別に分けて漏水箇所を区分し、後日整理して報告書を提出するものとする。

(7) 報告書作成

- 1) 漏水箇所が確定した場合、その位置及び推定量等を記入した漏水調査報告書を提出し、監督職員の指示に従うものとする。
- 2) 漏水調査終了後、調査結果データを分析し、有収率向上計画を作成する。
報告書は、次の書類を添付して2部提出する。
 - ・漏水調査報告書（位置、推定漏水量等を記入したもの）
 - ・漏水調査業務日誌（作業日報）
 - ・漏水箇所位置図（管路図等に位置を記したもの）
 - ・調査写真（カラー写真とし業務別に整理したもの）
 - ・有収率向上計画
 - ・その他発注者が必要とする書類

7. 調査体制

本業務の調査体制は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、本業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。

- (2) 本業務期間中、管理技術者は常時連絡が取れるようにしなければならない。

8. 安全等の確保

本業務における安全管理に関する一般事項

- (1) 各現場において、近隣住民に迷惑をかけないように注意するとともに、事故防止に万全の対策を講ずるものとする。
- (2) 作業中は、交通の障害にならないように注意し、作業車については、受注者が責任をもって所定の場所及び駐車場等に駐車するものとする。
- (3) 夜間作業を行うときは、蛍光塗料のついた反射チョッキ等を必ず着用するものとする。
- (4) 確認調査については、地下の埋設物に十分注意して行い、ボーリング等で損傷した場合は、速やかにその旨を監督職員に報告し、適切な処置をとらなければならない。

9. 業務の変更

本業務の履行中に業務内容を変更する場合がある。

- (1) 発注者及び受注者の都合により、漏水調査の内容等について、疑義がある場合、双方協議のうえ業務内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 上記に伴い、請負額に変更が生じる場合の変更額の算出方法は、発注者の設計基準に従うものとする。

10. その他の事項

本仕様書及び設計書・図面等に明示がなく、調査上必要欠くことのできない材料等は、受注者が負担するものとする。

11. 疑義の解決

本仕様書及び設計書・図面等に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。

12. 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に井手町の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、井手町の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受

注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

13. 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

14. 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

15. 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。